

令和2年度 評議員等資格審査委員会活動報告

担当理事：井上 健 副担当理事：多賀 崇
委員長：中沢洋三 副委員長：中山秀樹
委員：大喜多肇、木下義晶、新開統子、高安肇、照井君典、土居岳彦

日本小児血液・がん学会の評議員等について、その資格の公正かつ適切な審査を行うことを目的として活動する。

会議：必要に応じてメール等で審議を行う

活動内容

- 1) 令和2年度、新規評議員申請者について評議員資格審査委員会にて審議し、資格適格性の判定を行った。新規評議員の申請状況としては、申請者数は6名（小児科領域3名、小児外科領域1名、脳神経外科領域1名）であった。6名全員の評議員資格を適格と判定し、理事会の議を経て、昨年6月の定時社員総会で承認された。
- 2) 下記定款施行細則第1条6項ならびに第2条に基づき評議員資格更新に関する審査を該当者に対して行った。223名の評議員が審査対象となったが、5名の評議員について評議員資格更新に該当しないと判定し、理事会で承認された。

（評議員の選出）

第1条 評議員は正会員の中から選出される。

6. 評議員の任期は選出された定時社員総会日翌日から2年後の定時社員総会日までの2年間とする。2期をこえて再任を希望するものは、別に定める期日までに指定の方法により申請を理事長宛てに提出するものとする。審査委員会は第2条に定める条件に基づき資格更新の可否を認定する。

（評議員の資格更新）

第2条 2期を越えて評議員の再任を希望するものは、次の各項に定められた条件をすべて備えてなければならない。

- 1) 評議員任期2期4年間で、2回以上本学会の学術集会に出席していること
- 2) 評議員任期2期4年間で、2回以上本学会の学術集会で発表していること

（共同演者可）

- 3) 下記定款施行細則第3条に基づき評議員資格喪失に関する審査を該当者に対して行った。3名の評議員が審査対象となったが、2名の評議員について評議員資格喪失に該当すると判定し、理事会で承認された。

（評議員の資格喪失）

第3条 評議員は、次の場合にその資格を喪失する。

- 1) 評議員退任届が提出されたとき。
- 2) 正当な理由なしに2年連続で社員総会を欠席した場合。社員総会の出席は1年のうち少なくとも定時または臨時のどちらかに出席した場合には当該年度の社員総会に出席したものとみなす。委任状の提出は出席と認めない。但し、正当な理由がある場合は資格審査委員会で審議する。
- 3) 社員総会欠席の「正当な理由」を以下のように定める。

(1) 緊急対応を要する用件（緊急手術など突発的に発生した診療業務など）

(2) 社員総会より優先度が高いと考えられる用件（重要な会議など）

* 予定手術や通常外来診療など予定変更可能なものは「正当な理由」とは認められない。

4) 任期中に66歳の誕生日を迎えた者は、次期定時総会后、その資格を失う。

4) 改定定款施行細則第2条の「別に定める関連学会の学術集会」について、下記の学会の学術集会を選定し、理事会で承認された

1. 放射線： 日本医学放射線学会、日本放射線腫瘍学会
2. 脳神経外科： 日本脳腫瘍学会、日本小児神経外科学会
3. 病理： 日本病理学会、日本臨床細胞学会
4. 上記以外の臨床系： 骨軟部腫瘍学術集会、日本サルコーマ治療研究学会
5. 基礎医学： 日本癌学会、SIOP
6. 看護・医療・支援： 日本小児がん看護学会、日本小児保健協会

以上